

健医健発第53号
平成10年6月22日

各 都道府県
指定都市
中核市 衛生主管部（局）長 殿

厚生省保健医療局
地域保健・健康増進栄養課長

国民の健康づくり地方推進事業の推進について

標記については、昭和53年4月11日厚生省公衆衛生局長通知（「国民の健康づくり地方推進事業について」）中の「国民の健康づくり地方推進事業実施要綱」（以下「要綱」という）に基づき市町村等における事業の推進が図られているところであるが、同要綱で定める食生活改善事業の実施に当たっては、下記の点に留意され、事業の効果的かつ積極的な推進が図られるようよろしくお願ひする。

なお、都道府県にあっては、管下市町村への指導及び協力をお願ひする。

記

1. 地区組織活動について

- (1) 地区組織活動は、食生活改善推進員（以下「推進員」という。）を中心に構成される地区組織を実施主体とし、地域住民のニーズを十分把握した上で活動目的を定め、具体的な活動計画に基づき、各種事業を実施するものとする。
- (2) 推進員は、地区組織活動の趣旨に賛同し、自ら積極的に地区組織活動に参加する熱意を持った者であって、2の食生活改善推進員養成事業を修了するなどにより、地区組織活動を展開していく上で必要な知識や技術を習得したものとする。

2. 食生活改善推進員の養成について

前期1の食生活改善地区組織活動を行う推進員の養成を保健所等関係機関と十分協力して実施するものとする。

- (1) 養成事業の内容としては、地域における食生活を中心とした健康上の問題点やニーズに対応した地区組織活動を展開していく上で必要な食生活改善や健康づくり等のための知識、技術に関する次のような事項について40時間程度行うこととする。
 - ① 生活習慣病の概要
 - ② 主な疾病の危険因子とその軽減方策
 - ③ 食生活プランの立て方（加工食品、外食等の活用を含めて）
 - ④ 調理の理論と実習
 - ⑤ 食品衛生等の知識
 - ⑥ 組織活動の進め方
 - ⑦ その他地域における問題点等
- (2) 講師は、医師、管理栄養士、保健婦等健康づくりのための専門的知識を有する者とする。